

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 告 示

- 道路の区域変更(二件) (道路課) 一
- 道路の供用開始 (同) 一
- 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所についての届出 (都市計画課) 二
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 二

## 告 示

### ○宮城県告示第七百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

### 変更の区間

変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
-------	-------------	-------------	----

### ○宮城県告示第七百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 関上港線
- 三 道路の区域

### 変更の区間

変更の前後	敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	備考
	前A	後B		
名取市関上四丁目一〇三番一地从先から同市関上二丁目一八四番地先まで	六・〇〇 二二〇・〇	六・〇〇 二二〇・〇	二二七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

### ○宮城県告示第七百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

後C	前B	前C	後A	備考
八・四〇 二九・八	一二・六〇 四二・〇	八・四〇 二九・八	一六・六〇 一三四・八	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

平成二十七年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	関上港線	名取市関上四丁目一〇三番一地从先から同市関上二丁目一八四番地先まで	平成二十七年七月十七日

○宮城県告示第七百三三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、市街地再開発組合からその理事長の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 市街地再開発組合の名称  
海岸通一番二番地区市街地再開発組合
- 二 事務所所在地  
塩竈市海岸通二番十一
- 三 理事長の氏名及び住所  
氏 名 鈴木 成久  
住 所 塩竈市佐浦町十四番九号

公 告

○県営大曲地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
県営大曲地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年七月七日から平成二十七年八月五日まで

三 縦覧場所

東松島市役所

四 意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十七年八月五日
- 2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。  
送付先 〒九八六一〇八二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二  
電子メールアドレス [etlsgsinks@pref.miyagi.jp](mailto:etlsgsinks@pref.miyagi.jp)
- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱いは、提出された意見書の内容は、東松島市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
名取市上余田字千刈田七百三十六番一、七百三十七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市太白区大野田字観音堂四十八番地の一  
大和リース株式会社仙台支店  
支店長 泉 和彦